

1. 議事日程

〔平成21年第4回安芸高田市議会12月定例会第2日目〕

平成21年12月10日
午前10時 開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等 之
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

13番 赤 川 三 郎 14番 青 原 敏 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総務企画部長	清 水 盤
市 民 部 長	山 本 数 博	福祉保健部長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	金 岡 英 雄	建 設 部 長	廣 政 克 行
消 防 本 部 消 防 長	光 下 正 則	教 育 次 長	田 丸 孝 二
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	長 井 敏	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	深 本 正 博	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文

政策企画課長 竹本峰昭

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長 益田博志 事務局次長 西原裕文
主査 森岡雅昭

~~~~~○~~~~~  
午前 10時00分 開議

- 藤井議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において13番
赤川三郎君及び14番 青原敏治君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則のと  
おり3回までといたしますので、あらかじめ御承知おきください。  
それでは、質問の過程がありますので、順次発言を許します。  
18番 亀岡等君。

- 亀岡議員 市民クラブの亀岡等でございます。通告しております3項目について  
質問を行います。

最初は、パブリックコメント、これは意見提出または意見公募の制度  
と言われておりますが、行政の側から見ますと、民意を吸収する制度と  
言えると思います。質問においては、なるべく再質問は避けたいと思っ  
ております。前向きであり、確信のある答弁を期待をいたしております。

このパブリックコメント制度のことに関係する資料は、先般お手元にお  
届けをいたしておるとおりでございます。この制度を導入されたいとい  
うことで質問を行うわけでございます。申し上げるまでもなく、これ  
からの自治体行政の推進には民意の反映が不可欠であり、浜田市長にお  
かれましても、市長就任後、初の施政方針の表明の中で、民意を市政に  
生かした行政展開を強調されておられます。しかし、実際には、その手  
法なり取り組みについては簡単ではなく、やはり制度を持って実施して  
いくことが必要であると考えます。

この制度は、行政が施策形成の過程において市民に行政参画の機会を  
提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすことで行政運営の透  
明性の向上を図り、市民参加型の公平公正で開かれた市政の実現を目指  
すことを目的とするものであります。今、地方自治体が財政難を初め、  
課題山積の中での行政推進においては必要不可欠の制度と考えますし、  
市民と行政による協働のまちづくりの最も基本となる制度と言えましょ  
う。今後、全国的にこの制度の導入が広く取り組まれていくことが予想  
されます。本市におきましても、ぜひ導入されたいと考えますが、市長  
の御所見を求めます。

次の質問は、農業振興策の一つとして、ゴマの栽培を取り入れたらどうかということで行います。

本市の農業を見ますとき、米や畜産は別として、ネギや野菜の施設栽培など一部の例外を除いては、これをつくって特産にしようというような作物も見当たらず、また、せっかく生産いたしましても販売が難しかったり、何とか売れても価格が安く、生産に取り組めないなどの問題があり、作物の生産を通しての農業振興が図れない現状であります。確かに現在の農業を取り巻く状況下においては、これをつくれば確実に採算がとれるというようなものはございません。だからといって手をこまねいては何もできないわけでありまして、何とか市におかれましても、こうした現状の打開に力を尽くさなければならないのではないのでしょうか。

私は、その1つとして、ゴマの栽培を取り入れたらどうかと考えております。実は先般来、ゴマ栽培について県内、県外と3カ所の生産者の方を訪ねて現地でいろいろお話を聞いてまいりました。そこで次のようなことがございました。

まず、その1つには、近年ゴマの需要が非常に高まってきておる、健康によいというような昔ながらのなじみの食材であります。これが再認識をされてきているという点がございまして、しかし、現在使われておるゴマというのは、ほとんどが外国産でありまして、国産はわずかに0.1%未満という状態のもとで消費者の志向は外国産には期待がなく、国産の増産に期待が高まっているところであります。

2つ目といたしましては、何を生産しても農家が困るのは販売であります。ゴマにつきましては加工専門の会社との契約栽培ができることであります。ゴマ問屋のしにせとも言われている大阪の和田萬、加工の専門会社であります。これは現在のところ1キロ当たり1,800円、これは金ごまという品種の場合であります。という価格で契約栽培をしようという話でございまして、そういう契約栽培であります。生産していくにも安心して取り組めるということが言えると思うわけでございます。

3つ目には、栽培についての仕事は軽い作業でありまして、若い人たちだけでなく高齢者にも向いていること、また4点目といたしましては、植えつけ期間が3カ月ぐらいありまして、労働配分が図られ、少人数でも割合広い面積で栽培ができるということでもあります。作物の生産に害を加え、生産意欲を失わせ、耕作放棄地の拡大を誘発せしめている今問題の鳥獣害が全くないこと、これは5点目のこととございまして、鳥獣害が全くないこと、これは大変有利な作物と言えらると思っております。

6番目といたしまして、ゴマは土地に対する順応性が高く、つくりやすいこと、乾燥ができる土地であればよろしいということとございまして、7番目といたしましては、投資が少ない作物であり、収益率が高いこと、機械化を求められる部分もありますが、機械化しなくてもできるということと、その収入は労働の対価ということが言えらると思っております。

などなどが主な点であります。農業者の高齢者の進行や耕作放棄地が拡大する中、市におかれては、ぜひとも新しい奨励作物として調査検討されてはいかがでしょうか、市長のお考えを伺います。

3番目の質問は、少年自然の家の運営についてでございます。

この件につきましては、本市の事業として発足して以来、今日までその運営に大変努力がなされていることに敬意を表するところでございます。と同時に、この間の運営を通して今後も現在の運営体制でよいのか、はっきり申し上げて、今それが問われていると考えるものであります。そうしたことから次の点について質問いたします。

まずは、現在の運営状況はどうか。次に、青少年の社会教育としてどのような効果が上がっているのか。また財政面はもとより、問題点も多い中、こうした教育施設の事業に商業性もあわせて収支を考える運営は不合理ではないのか。教育は投資としての視点に立ち、その専門の施設業として運営すべきではないか。さらには今後の運営については、民間委託も当初考えられておりましたが、今もそれを考えていかれるのか、以上につきまして市長並びに教育長に御所見を求めます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。ただいまの亀岡議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のパブリックコメント制度の導入についての御質問でございます。

この制度は、行政が施策、制度等を決定する際に、あらかじめ市民の皆様方の意見を聞いて、それを考慮し、最終決定に反映させるというものです。行政手続法の改正によりまして国においてはパブリックコメントの導入が行われております。この法律は地方自治体には適用されませんが、この法律に規定をされました趣旨にのっとり、行政運営において公平の確保と透明性の向上を図るための措置として同種の制度を条例や要綱として作成をされている自治体もあるのが現状でございます。

安芸高田市では、市政への市民参画については、合併当初から市内32カ所の住民自治組織の活動を通じて明らかにされた地域の課題、意見や要望を行政に反映することを基本としております。このことから情報の共有化と協働のまちづくりを充実させるため、振興会単位の要請による自治懇談会や支所別等の支所別懇談会を通じて市民の皆さん方の御意見をいただいております。また、まちづくり委員会からの提言などの意見、情報を考慮しての意思決定を行うことにもしております。

市といたしましては、各課からホームページや広報紙等により施策等の情報発信による情報公開を含め委員の公募、アンケート調査などを必要に応じて行っております。また12月1日からは、本庁窓口及び各支所に御意見箱を設置しております。市役所を利用される市民の方からの直接的な御意見をいただけるよう配慮したところでございます。今後も、この

ようなことを基本に意思決定過程の公正を確保し、透明性の向上を図ってまいりたいと思っております。

なお、御提案のパブリックコメントの制度の導入につきましては、行政手続の明確化を含め、御意見、公募手続の検討を各部署と協議を図りながら今後研究を重ねてまいりたいと思っております。実施に当たっては、いまして時間をいただきたいと、かように思っております。

次に、新しい農作物としてのゴマの栽培を取り入れたらどうかという御質問でございます。

ゴマにつきましては、食卓ではなじみの食材として知られておりますが、日本の自給率は0.1%未満と、ほぼ全量が海外産に依存している食材となっているようでございます。食の安全・安心への関心から国産ゴマへのニーズが高まりつつあり、比較的動力がかからず、高齢者でも栽培ができる農作物として現在注目をされております。お隣の島根県内で栽培が拡大をしているということが新聞記事等で掲載をされております。現在、本市では、農家の所得向上に向けてJAや関係指導機関等と連携し、ブロッコリー、アスパラガス、ネギの推奨野菜の生産拡大に取り組んでいるところでございますが、遊休農地の解消対策としての取り組みや産直市への少量多品目の出荷を増大するためにも、議員御提案のゴマを含めた新規の農作物の栽培に取り組む必要があると認識をしているところでございます。

議員御提案のゴマの栽培につきましては、今後、早い時期にJA、産直市、関係機関との連携、栽培技術や加工、販路等の確保も含めた調査を行い、奨励作物としての有無を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。貴重な御意見をありがとうございます。

なお、少年自然の家の御質問につきましては、教育長の方から答弁をさせます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 安芸高田少年自然の家の運営についての御質問にお答えいたします。

まず、少年自然の家の現状でございますが、今年度は市の職員給与を除きまして3,107万3,000円を運営費として予算計上しております。利用者は6,113人を、また収入は使用料として約490万円を見込んでおります。特に、ことしは新型インフルエンザの関係で687名のキャンセルがございまして、当初の利用者数及び使用料の目標をかなり下回ったものになっております。

次に、採算性を基本にしない教育施設として運営したらどうかという御質問でございますが、教育委員会といたしましては、平成21年度当初予算の提案理由でも申し上げましたように、市内の学校はもとより市外の学校や青少年も活用できる社会教育施設として、また青少年の野外体験、宿泊体験施設として、さらにはサッカー、ハンドボールなどのスポ

ーツ合宿施設として、加えて市内の地域振興会の皆さん方も利用できる施設として運営をしてきたところでございます。

宿泊体験した市内の子どもたちは、人間関係、コミュニケーション能力が向上し、仲間意識が高まった、自主性、自立心が芽生えた、マナーやモラルが向上し、心の成長が見られた、リーダーシップをとる子どもがふえたなど、さまざまな教育効果があったことが報告されております。加えて、歴史に関心を深めることができたことも効果の一つであります。また、こうした取り組みの中で不登校の児童生徒の数も減ってきたことも、少年自然の家で宿泊することが寄与してきていると評価をしておるところであります。

ただ、経営状況につきましては、利用者1人当たりの経費は2,858円で利用者1人当たりの使用料が917円となり、1人当たり約1,940円前後の赤字が発生する構造になっており、この収支を見る限り、収益施設の転換は不可能であると考えております。したがって、今後、使用料の適正化や、できるだけ歳出の削減を図る努力をすることは当然でございますが、基本的にはこの負担は安芸高田市の子どもたちへの教育投資であり、議員御指摘のとおり教育施設として最大限利活用し、教育効果を高めていくべきであると考えております。

次に、今後の経営についてであります。当面は一部業務委託の方法で経営を継続し、指定管理への手法を整理してまいりたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
再質問の許可をいたします。  
18番 亀岡等君。

○亀岡議員 パブリックコメントの関係におきましては、今日のところ市長におかれては、先ほどの答弁が精いっぱいのものであろうというふうに受けとめております。しかしながら、庁内での協議を図り、今後検討していくという、この検討というのは非常に問題を逃れていくという意味合いがある場合がございますが、まともに受けとめていきたいと考えているところでございます。

ゴマ栽培につきましては、必要ありとの認識を持っておられますし、今後の調査検討をすると申されましたことに大いに期待をいたしております。

少年自然の家につきましては、現状を踏まえ、あるいは将来を見通した見解も示されております。

以上のような点を申し上げまして、再質問ということではなくて、私の質問を終わりたいと思います。

○藤井議長 以上で亀岡等君の質問を終わります。  
続いて質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
5番 和田一雄君。

○和田議員 失礼いたします。5番 尊和会の和田一雄でございます。さきに提出

いたしました通告書に準じまして2項目、8点の質問を市長の方にさせていただきます。

まず1項目は、赤字財政立て直しの取り組みについてということで、1点目が経過と是正、いわゆる合併をして今日に至ったその中の経過、これは単年度ではなくして累積の財政赤字といったもの、それからその間について市長は市長なりに努力されて予防措置、また是正措置をされたと思います。そのことに対しての問いでございます。

それから2点目といたしましては、現在の負債総額、それがいかほどになっておるのかという問いでございます。

3番目に、そのことに関しての市民の1人当たりに対する負債、負担の額、これは全市民の1人当たりどのぐらいになるのかということでございます。

4点目が年度ごとの償還と改善計画ということで、公債を含めたそういった償還の年度の計画、そのことと改善のために今努力をされて職員の給与カット、また、いろいろな財政の削減という施策をされておりますが、給与のことにしましてはカットをされておるのは大変努力のたまものと思いますし、そして皆さんも大変だと思います。このことで、まず人員削減がされれば、そのカットもしなくてもよいのではないかといったような改善計画ですね、そういったことを聞きたいと思います。

それから5点目は、会計と申しましたら歳入歳出がございまして、歳入歳出の均衡と逆転ということで、歳入は今御存じのように、どこでも一緒でございますが、税の収入が個人、法人ともに莫大な減り方をするといった状況でございます。そして均衡といいますのは、いわゆるこういった時期にこのものが均衡するか、そして赤が黒に逆転をしていくかといった、そこらの計画を述べていただきたいということで、以上5点、これを計数的に分析をした答弁を伺います。

2項目めは、無既決の一般質問の報告と答弁についてでございます。

1点目としまして、検討課題、また協議中案件の実態でございますが、今までに昨年の12月から今年度の6月の定例会まで4回の定例会で4回質問があったわけでございますが、その中でそのときにお答えになったこともございます。そして今言いました検討課題とか協議中とかということでもまだ回答をもらってない案件がございまして、12月だけ今調査したんですけど、十二、三件ちょっとございまして、あと3回の中で今から調査することもあると思いますが、その中でですが、これは我々議員は、ここの議員さん全員、総意だと思いますけど、市民の皆さんの代弁者としてこの機会と言える唯一の場でございますので、そのことを年度内に発表をしていただきたいということでございます。

それから2番目といたしまして、そのことの進捗状況と結果でございますが、今申しましたように、進捗状況はどうなっておるか、結果が出るとももんもあるんではないか、また当然すべてが言えることではございませんが、言える範囲で結論が出とれば、それもお願いをしたいという

こと。

そして、今ここですぐ答弁をしてくださいということではございません。3番目として、年度内の会期中に、できればその実践と可能性ということで、実際にそのことが発表できるかどうか、そしてそれは可能性としてあるのかなのかといったことをお伺いしたいと、この3点を総括的に集約した答弁を伺います。

以上でございます。ありがとうございます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの和田議員の御質問にお答えをいたします。

財政健全化に関してのお尋ねでございます。

まず、これまでの経過と取り組みについて申し上げますと、議員も御承知と思いますが、本市においては平成19年9月に平成20年度から平成29年度までの10年間を期間として定めた財政健全化計画を策定しております。この計画書の策定については、長引く景気の低迷や急速に進む少子高齢化の進行に加え、国が進めた三位一体改革の影響による地方交付税や補助金の減少など、本市を初め多くの地方自治体が財政的に極めて厳しい窮地に立たされたことが背景でございます。

本市といたしましても、財政健全化のため合併直後の平成16年10月に行政改革推進本部を立ち上げ、平成17年4月には第1次行政改革大綱を作成いたし、行政改革推進実施計画や集中改革プランに基づき新たな歳入の確保や人件費の削減を初め、物件費、普通建設事業費の抑制など歳出の削減に不断の努力をまいったところでございます。しかしながら、こうした行財政改革の取り組みにもかかわらず、これを上回る進捗で財政状況が悪化をいたしております。また税収の大幅な好転は見込めず、高齢化の進展等による社会保障費の増加も予想され、このままの市政運営では財源不足により財政的に行き詰まることも懸念されることから、長期的な財政見通しを把握し、計画的かつ着実に財政の健全化を目指すことにより財政健全化計画を定め、不断の取り組みを行っているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、現在の負債の総額ということでございます。いわゆる地方債の借入残高につきましては、平成21年3月末現在で普通会計の合計で324億円となっております。これを市民1人当たり換算しますと100万円となるものでございます。正確には100万1,068円でございます。

次に、年度ごとの償還と改善計画についてでございますが、合併直前の平成15年にかけて旧町において多額の普通建設事業が実施されたことから、それに比例して地方債の発行額が増加をしたため平成16年度以降、地方債償還額も増加しております。平成20年度の地方債償還額は繰り上げ償還を除く従来分の返還額は38億3,870万8,000円であります。平成15年度と比較すると、約1億2,600万円の増加となっております。しかしながら、平成16年度以降は普通建設事業の大幅な縮小により、平成22年度

の償還額38億8,807万3,000円をピークに、その後は年々減少していく見込みでございます。財政健全化の指標の一つである実質公債費比率は、平成19年度決算においては起債許可団体に移行する18%を超え、19.2%となっております。現在、本市は地方債の発行に際しては県の許可が必要となっております。したがって、この起債許可団体から早期脱却を目指すため、平成19年度以降、高利な地方債の繰り上げ償還を実施しているところでございます。本定例会に上程いたしました補正予算におきましても繰り上げ償還の予算を計上したところでございますが、こうした取り組みにより予定としては平成23年度決算において基準となる18%を下回り、起債許可団体から脱却できるものと見込んでおります。

なお、歳入歳出の均衡についてのお尋ねでございます。合併後、平成19年度までは毎年度、実質単年度収支は赤字で推移しておりましたが、先ほど申し上げました取り組みなどにより、平成20年度の決算において合併以来初めて約2億8,600万円の実質単年収支が黒字を見たところでございます。いずれにいたしましても、今般の社会経済情勢等にかんがみますと、取り巻く財政環境が大きく改善することは見込めない状況でございますので、来年度以降の第2次行政改革大綱に基づく改革を着実に強力に実行してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、無既決の一般質問の報告と答弁についてでございます。

一般質問における答弁で検討するという趣旨の答弁をした場合、その案件がどのように処理されているかとの御質問と理解をしております。検討を要する事案につきましては、その是非を含めた協議をする中で、多方面からの意見聴取や資料研究により結論を出すまでに時間がかかるもの、あるいは克服すべき課題の抽出や、それへの対応手法など総合的に協議した上で結論を出す必要がある場合などがございます。具体的な内容は事案により異なり、検討に要する時間も短いもの、長いものがございますが、それぞれ所掌する部署で考え、結論を導き出すよう、その都度、担当部長または課長に指示をしているところでございます。その結果として、実現に向け環境が整ったものは予算へ反映させる、あるいは施策方針等で示すことになっております。

質問については、なるべく早く答弁をすることにしておりますが、答弁不足の件がもしかございましたら、この議会ということに限らず、平素、市長室に来ていただいて御質問いただければ、的確に答えるようにしますので、ちゃんと来ていただきたいと思います。私も議員さんと同じように市民から選ばれた者でございます。ちゃんと皆さんに適切な回答をしてまいりたいと。ただ、往々にして皆さん質問いただくのは、非常に今まで市として解決できなかった課題の大きいものが非常に多いので、その点は御理解をいただきたいと、かように思っております。どうか御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

5番 和田一雄君。

○和田議員 5番 和田一雄です。どうも市長、ありがとうございました。

引き続いて歳入のことで格段の減があるわけなんです、また合併特例債等のことで、あと4年ぐらいでまた減になると思いますけど、その中で今やられております財政の再建計画ということを進んでいっていただきたいというふうに思います。

それから、質問の件でございますが、それも随時また市長のところでも相談に行ったり、いろいろとさせていただきたいというふうに思います。

再質問はいたしませんので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で和田一雄君の質問を終わります。

続いて質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番 山根温子さん。

○山根議員 8番 山根温子でございます。通告に基づきまして2点質問いたします。まず1点目、情報の共有についてお伺いいたします。

地方自治体の行政機関が保有する情報の公開が条例制定によって進み、全国でも情報公開に積極的に取り組む自治体がふえております。広島県においても23の市町すべてが情報公開条例を制定していると聞いております。自治体の情報公開制度は自治体が独自に制定した条例に基づきます。つまり自治体の情報公開は自治体が制定した条例を根拠として行われるもので、全国の自治体の情報公開度には違いがあるということです。

安芸高田市においては、平成16年10月施行の安芸高田市情報公開条例第1条において、市政に関する情報に係る市民の知る権利及び市の説明責任にかんがみ、公文書の公開を求める市民の権利及び公文書を公開すべき市の義務を明らかにすることにより市民と市との信頼関係を深めるとともに、市民の市政への参加を推進し、もって開かれた市政の実現に資することを目的とするとあります。私は、安芸高田市においては十分な情報公開において行政が情報をみずから発信し、さらに市民と行政がその情報を共有することによって開かれた市政の実現が加速すると考えます。本市における情報の共有に対する考え方と現在までの情報の共有に向けた状況と、そして将来に向けての方向性についてお伺いします。

次に、2点目、男女共同参画の推進についてお伺いします。

本年4月に安芸高田市男女共同参画推進条例が施行されました。また9月5日には男女共同参画都市を宣言されました。互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら自分の個性や才能を發揮できる「人輝く・安芸高田」を実現するために、さらなる男女共同参画の推進に期待し、現在までの推進の状況と今後の方向性をお伺いします。

以上2点について市長にお伺いします。答弁によりましては、再質問、再々質問を自席にて行います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの山根議員の御質問にお答えいたします。

情報の共有化についての御質問でございます。

協働のまちづくりを進めるためには、必要な情報は、その担い手である市の行政機関と市民を比べたときには、そのほとんどの情報が行政機関に存在をしており、市が行っている施策や行政改革の取り組みなど積極的に情報発信し、相互に信頼関係を築く必要があると考えております。

現在までの情報共有に向けての状況でございますが、情報発信の手段の中で最も多くの市民の皆様方に見てもらえることのできる広報あきたかたを初めとして、ホームページ、行政嘱託員会議、支所別懇談会及び行政懇談会などを通じて情報提供を行っております。

将来に向かっての方向性でございますが、市民の皆様から見たときに、議会に傍聴に来られる方以外には施策がどのように決まっていくか、予算がどのように決まっていくかなどわからないことも多く、決定した予算だけ、完成した結果だけを情報発信するのではなく、予算要求、予算査定、予算決定、施策の実施、施策の完了というように、長い時間かけて多面的に進められてくる事業の一連の流れをわかりやすく示すことにより施策や行政改革などの情報が体系的に理解してもらえるような工夫が必要であると考えております。

このことから情報の共有化について、第2次安芸高田市行政改革推進実施計画の改革項目に掲げており、調査研究を行ってまいりたいと思っております。議院内閣制の国政とは異なりまして、市民の皆様から直接選挙で選ばれた執行機関の対象である市長並びに議決機関の議員の皆様方と双方で相互の説明責任を果たすため、情報発信を行ってまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画の推進状況と今後の方向性についてでございます。

少子高齢化、国際化、高度情報化が急速に進展する中で豊かで活力ある社会を築くためには、男女が対等なパートナーとして相互の人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分発揮できるまちづくりの実現が大変重要であると考えております。しかし、社会においては、いまだに性別による固定的な性別役割分担や慣習が存在している現状もございます。このような中で、条例の制定、都市宣言を行い、男女共同参画の取り組みを強化していく環境整備をさせていただいたところでございます。このことを受けて市行政内部におきまして、部長クラスによる男女共同参画推進委員会、課長クラスによる幹事会を設け、あらゆる分野の施策において男女共同参画の理念が反映されるよう取り組みの指示をしているところでございます。

事業といたしましては、子育て支援センターの開設や介護サポーターの養成講座などを行い、女性が社会進出をしやすい環境づくりをいたしております。また市民啓発活動として講座を主体としたリレーイベント

を開催しており、疎外要因排除のための意識改革に力を注いでいると  
ここでございます。これからは行政関係の審議会、委員会に女性の登用を  
含め構成比率を高めることや、行政内部においては男性職場、女性職場  
といった固定観念にとらわれることがない職場環境をつくり、男女共同  
参画社会の実現に向け諸施策を進めてまいりたいと思っております。よ  
ろしく御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
再質問の許可をいたします。

8番 山根温子さん。

○山根議員 質問に対する答弁、ありがとうございます。それぞれにお考えと、ま  
た状況と方向性について御答弁いただきました。

まず、情報の共有については、相互に信頼関係を築いていくために必要  
であり、さらにはこれから第2次行政改革大綱の中で改革項目として  
掲げられて事業の流れなど、わかりやすく市民に発信していくというこ  
とで、期待をしております。先ほども自治体の情報公開は自治体が制定  
した条例を根拠として行われるもので、全国の自治体の情報公開度には  
違いがあると申し上げました。安芸高田市の情報公開も条例によって定  
められており、その制度が利用しやすいものであれば、市民と市との信  
頼関係はさらに深まり、市民の市政への参加は推進され、開かれた市政  
の実現に生かせることと思えます。実際、市長も言われましたけれども、  
財政情報関係を見ると、市のホームページでの情報公開の発信はよくな  
されていると思えます。

ここで全国市民オンブズマン連絡会議が行った調査による全国の情報  
公開度のランキングというものを御紹介いたします。2008年3月版で第  
12回目となるとのことですが、このランキングの採点基準に、制  
度の運用の中で情報公開請求を行う請求権者、情報公開の請求ができる  
方の範囲が上げられております。情報公開請求を行う請求権者の範囲に  
おいては、安芸高田市の条例では、市に在住あるいは在勤、そしてまた  
在学している住民としており、それ以外にも法の趣旨に基づいて積極的  
に開示するとありますが、すべての人に請求が認められているわけでは  
ございません。このオンブズマンの全国情報公開度ランキングの採点基  
準で言えば、この状況は6点満点のうち4点というところです。

また、ほかにもこの採点基準には、当初予算の編成スケジュールにお  
ける編成日程の具体的な日にちと手続の詳細が公開されているかどうか、  
市長の交際費の開示、これは相手の情報までです、など、もちろん議会の  
の政務調査費の公開、また議会運営委員会情報に至るまで多くのチェッ  
クがあります。

ちなみに第12回全国情報公開度ランキングによりますと、都道府県、  
政令指定都市、中核市までとなっておりますが、我が安芸高田市は入っ  
ておりませんが、広島県は2008年度のランキングでは知事部局が47の都  
道府県中40位、県議会は47のうち41位と低いものとなっております。情

報公開制度に対する消極さが県全体に及んでいると評価されておりました。また政令市では、広島市は市長部局が17市のうち3位、広島市議会が15位、中核市では、福山市が市長部局では35市のうち34位、福山市議会が1位となっております。

この全国情報公開度ランキングにおいて住民が情報公開制度を利用しやすいようさまざまな工夫を凝らしている自治体の紹介もありました。それらの自治体ではインターネットによる情報公開請求の受け付けができるようになっております。また過去に反復して情報公開請求がなされる文書などについての簡便な情報提供方法への切りかえ、あるいはわかりやすい説明資料などを作成したりするなどの対応がなされているようです。

安芸高田市の情報公開条例に基づく公開請求の運用状況が平成16年の10月1日から昨年度までについてホームページに載っておりました。その請求件数、また処理状況、公開したか、一部公開か、非公開か、そしてその処理についての不服申し立てについての件数です。それについては平成16年度は情報公開請求が1件、平成17年度は8件、それが平成18年度と19年度については請求件数が25件とふえておまして、公開、一部公開されたものが20件以上となっております。こういった請求の中には過去に反復して請求されている文書などはないのでしょうか。そしてまた既にそういった反復請求される文書に対しては簡便な情報提供方法への切りかえがなされておりますでしょうか。市長は情報発信について市民と共有するために進めていくと言われております。先月、担当課に質問しましたところ、情報発信については市民が得たい情報を把握し、積極的に発信するという回答をいただいておりますが、現在、市民が得たい情報はこういった情報だと把握されておりますでしょうか。また、どのように積極的に発信されようと考えておられるのか、お伺いします。

以上3点が情報共有についての質問です。

それから、安芸高田市男女共同参画推進条例について。

第9条に行政の男女共同参画の推進への項目があります。市の執行機関である委員会の委員並びに市の政策及び方針の決定などに係る審議会などの委員、その他構成員について、そして市の管理職などについては、一方の性に著しく偏ることのないように努めるものとするというものです。市長からの答弁の中にも、これから審議会においても男女共同参画の考えで臨んでいくと言われておりました。現在の安芸高田市の男女共同参画の状況では、審議会、男女共同参画推進協議会を入れますと20の審議会があると思いますが、そのうち女性がゼロ、1人も入っていない審議会が3つあります。

その1つに防災会議があります。法令などにより構成員の職務分野が指定されている審議会ではありますが、防災計画の策定などにかかわる会議です。委員総数は38名です。そのうち女性はゼロです。ことし4月1日の安芸高田市の男女の人口は、男性が1万5,561名、女性が1万6,819名

です。女性の方が多いです。市が実施する施策の影響を受ける半分は女性であります。そして、もし災害があったとき被害を受けるのも男性だけではありません。女性の方が多いですし、また男性より長寿ですから高齢の女性もより被害者となり得ます。防災に関しては38名中、女性の委員はゼロ、女性の立場に立った防災計画の立案という意味でも、女性ゼロの審議会は問題があるのではないのでしょうか。政策立案や意思決定の場における参画割合を人口の割合に近づけることが望ましいと考えます。

ちなみに、10月30日と31日に大阪府の堺市でありました日本女性会議に参加しましたので、その中から少し御紹介いたします。

日本女性会議は、女性の社会的地位の向上や男女共同参画社会の実現を目指して毎年行われている全国的な会議です。前芦屋市長の北村春江さんがパネリストになられた分科会のお話をしますと、北村さんは平成3年4月に芦屋市長に初当選、そのとき部長はすべて男性、女性課長がやっと1名という中で首長を務められました。メディアからは女性課長をふやすのかなどと聞かれたそうですが、その答えは、力のある人でなければならないし、そのための訓練と教育が必要であると言われたそうです。その1期目の最後の年、1月に阪神・淡路大震災に遭遇し、その復興に当たられました。初当選のときも災害の復興に当たるときも男性から、女性では首長は無理、災害の復興は無理という声を浴びたそうです。その後、3期市長を務められました。現在の芦屋市は職員の半分近くは女性であり、管理職に占める女性の割合は30.7%、隣接する阪神の7つの市、尼崎、西宮、宝塚、川西、三田、伊丹市も女性管理職の割合が高く、平均20%だそうです。

安芸高田市では、管理職総数54名のうち女性は4名、6.8%です。また防災会議に女性は要るかとの声もあったそうですが、現在の芦屋市の防災会議には28名中2名の女性が委員となって入っていらっしゃいます。北村さんいわく、男女差ではなく個人差です、男性の意識改革が望まれますということです。互いを認め合い、互いに人権を尊重しながら自分の個性や才能を発揮しながら社会のいろいろな分野に参画し、ひとしく利益や喜びを受け、責任も一緒に担うことができる社会を築くためにも、市長には市の条例のもと積極的に進めていかれることを期待しますが、いかがお考えでしょうか。以上です。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの山根議員の再質問に対してお答えをいたします。

情報の共有という概念でございますけど、私、今ほとんどの情報って共有してると思います。あと、また市の予算書はだれでも見れるようになってます。ただ、おっしゃるように結果の情報とかが多いんで、先ほど説明したように、審議の過程とか、こういうものが市民の方々にわかるプロセスをこれから工夫していかないと。私、今いろんな情報

公開とすれば、もう隠すもの一つもないぐらいもう情報公開しております。だけど、さっき言うたような方面の提供というのがこれから考えていかにやいけんのじゃないかと思っております。

それから、基本的には議員さんおっしゃるように、全国だれでも情報公開ですけど、やっぱり安芸高田市の市民の皆様方を大事にしたいというか、一応考えていきたいと。このことが市民の生活向上につながっていくという観点からを大事にしていきたいと。全国開示もいいんですけど、よその方からいろんなことを注釈をつけてこられる人もおられます、このことを聞いて。こういうことがええか悪いかというのは別にしても、まずは我々末端の行政は、この安芸高田市を中心に考えていきたいと思っております。基本的には全国開示でいいんですけど、このことによって職員の事務とか、こういうことがふえたんじゃ何もならんので、基本は置きながら、安芸高田市バージョンもあるんだということを理解をしていただきたいと思います。

それから、全部公表するといっても、我々も人のつき合いもしているわけです。我々の交際費を相手方も全部しても、相手とつき合えんようになったら安芸高田市の問題をだれに言うていくんですかと。先生のおっしゃるようにしたら、日本の予算は面積と人口で決まるとなるならええですよ。ちゃんと私はこのたびの補正についても、知事がかわっても、政府がかわっても言うていかないけんのですね。だったらそんな人間関係も要るわけですね。現在は、そういうことを含めてほとんど自腹で皆さん方との接触をしているわけですけど、こういう観点からも少しは考えて言ってもらいたいと。安芸高田市としても、行政の立場というのいろいろあるんじやいうことは理解をしてもらいたいと。教科書どおりはそうなんだけど、こういうことも考えながら言ってもらいたいと、このことによって職員の仕事がふえたら困りますので。先生からもしかあったんなら、こういう情報を公開してくれとか公表を今してないよということがあれば、個別にでも教えてもらえれば、また対応していきたいと思っております。私は、むしろ今の結果の情報よりか、過程の情報を皆さん方に開示していくことが大事だと思っております。

それから、男女共同参画社会でございますけど、これは今、広島県下5番目でいたしました。ことし条例制定したばかりなんですね。これから職員に、今いろんな事業に対してどういうふうに絡んでいるかという勉強をしてるんでございまして、大きな将来的な推進に向かっては、これから努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから女性の登用も、女性の方の、例えば登用したらそれだけの事務をこなす能力とかこういうのもあるんで、お互いにその辺を分かち合いながらやっぱりやっていきたいと。この安芸高田市が広島県に先駆けて5番目でこういうことを尊重するということの評価をちょっとしてもらいたいと、今始まったばかりなんで、これから議員さんおっしゃるよう

に理想の姿に向けてしっかり努力をしてまいりたいと、かように思いますので、これからも御教示願いたいと思います。すばらしい御提言ありがとうございました。

○山根議員 答弁漏れがあります。

○藤井議長 答弁漏れ、具体的におっしゃってください。

○山根議員 情報公開請求について、過去に反復して請求されている文書はないでしょうかという質問をしております。そしてまた、その反復請求される文書に対して簡便な情報提供方法への切りかえがなされているか。

一言申し上げますが、先ほど私が市長の交際費の開示をされているというのは、これはランキングの最低基準について話をただけで、市長の交際費の公開についての質問をしたわけではございません。

それから……。

○藤井議長 答弁漏れのみ。

○山根議員 答弁漏れ2点と、最後の1点についてもはっきりとした答弁はいただいております。市民が得たい情報はどういう情報と市は把握されているのか、そしてそれに対してどのように積極的に発信されようと考えられているのかということについてお願いします。

○藤井議長 以上の答弁漏れについての発言を許可します。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 結果、決まった予算とかいろいろなことの状況、財政状況とかいう情報について安芸高田市はちゃんと公表していると、全国に先駆けて全部やっているとっております。ただ、問題は、過程のプロセスの情報とか、こういうものはしっかりこれからもやっていかにやいけんとさっき答弁をしたつもりでございます。

それから、数字的なことにつきましては、担当部長の方から説明させます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

総務企画部長。

○清水総務企画部長 開示請求の状況についてのお尋ねでございますが、先ほど件数等につきましては御質問の中で平成16年から平成20年度までの件数の状況がございましたが、この中につきましては、基本的に条例では公開というスタンスで条例制定をさせていただいております。ただ、個人情報等につきましては非公開という部分がございます。その結果、条例に基づいて非公開というふうな処理をさせていただいておりますのが、それぞれ年度ごとで申し上げますと、請求件数に対して2割から1割程度でございます。これについての反復、同じような内容の請求についての御質問でございますが、これについては、基本的には、質問にもございましたが、不服申し立ての方で対応をしていただいておりますというふうに考えております。同一の方の質問ということはないかと思いますが、別の方の情報公開請求で同種の案件があるということのものはあるかもわかりませんが、同一の方の請求というものについては、先ほど申し上げたような形で不服

申し立ての手続きをとっていただいたということでございます。

これについての市の条例等の内容の再検討、再考はどうかということでございますが、現在のところでは条例等の内容については、御存じいただいておりますように条例改正等を行っておりません。今後の運用によりましては、これらの内容についても検討していくということは必要であろうというふうに考えております。

○藤井議長 どういう情報が求められてるか。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどお答えしたんですけど、どういう情報かというのは、結果とか、わかるものについてはちゃんと市とすれば開示してますと。ただ、求められるものについては、その過程とかプロセスについての情報が市民としては求められとるんじゃないかと私は判断をしております。そうかといって国の基準とかというような物差しが違うわけですから、オンブズマンの全国的な尺度というのは、それは勝手な尺度であって、それにうちが情報がおくれとるかという比較は割かし比較にはなっても、それがすべてじゃないということは理解してもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

8番 山根温子さん。

○山根議員 何度も質問するようですけども、残念なのは、私が過去に反復して請求されてる文書などはないでしょうか、また反復請求の文書への簡便な情報提供方法への切りかえ、これは非公開になったものについて言っているわけではありません。公開されたものは20件以上となっている、18年、19年は請求件数が25件にふえて、そのうち20件が公開されて、その公開された中には同じような請求のものがあるんじゃないか、そういう何回も同じような請求をされて公開する中で、その請求の手続きですよ、それを簡便にするために情報をまずはもう見えるところに置きましょうという、そういう判断があったのではないかという質問をいたしました。非公開、個人情報にかかわるものを公開しろと言ってるのではなくて、今まで公開された中で、それをもっと簡便に利用者が利用できる、見える状況にしていってらっしゃるんじゃないか、それをお聞きしたんです。残念です、大変。

それから、市長は結果については情報発信をしてる、本当にインターネットとか情報発信はできてると思います。ただ、インターネットを見れる環境にいらっしゃる方がどれだけいるか、そして図書館にも予算書、決算書は置いてあります。予算書、決算書については、議員である私たちと言ったら失礼かもしれませんが、私においては去年から入らせていただいておりますが、なかなか難しいものです。それを市民にわかりやすくすることが情報発信、どのように情報共有をしていくかということを考えて中での必要な情報発信の方法ではないかと思います。

それから、市民が今何を求めているか。私は、市民の方が今求めている

る一つには、市の財政は本当に大丈夫なの、そういう心配を、不安を持たれていると思います。そこに向けてわかりやすい情報発信をされることが大事なのではないかと考えて今回の質問もそう考えてしておりますけれども、特に市は財政が厳しいという中で事業を抑えていかなければならないところもあります。職員定数も下げてまいっておりますが、実質公債費比率が18%、起債許可団体となって大変その中でやっていく中で子や孫にどれだけツケを回すのか、過疎化、少子高齢化の中で投資をして大丈夫なのかという、この市民の不安の声にしっかりとわかりやすく情報を公開して、情報を共有して進んでいくことが必要と考えます。

北海道のニセコ町では「もっと知りたいことしの仕事」という予算説明書を各世帯に配布されております。三重県の松阪市では市のホームページに、そして市役所の正面玄関横に借金時計を設置して市民に市の財政運営について関心を持ってもらい、職員には常に借金を次世代にかぶせているという緊張感のもとで市政を行うということを目的にしているそうです。情報の公開からもたらされる情報の共有が、市民と行政が一つとなってこの厳しい状況を乗り越える力の一つになると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私、基本的に山根議員と全く同感でございます。今、広報についても優しい言葉を使うて安芸高田広報を出そうじゃないと呼びかけてます。このことは非常に難しいことなんです。よくわかったらんとわかりやすい言葉にならるので、こういうことをしっかり今やりかけてる。市民の方々も非常に興味を持ってもらえないんですね、やっぱり。これ安芸高田特有かもわからんけど、やっぱり市民の方々にもこういう興味を持ってもらうように、これからこういうような組織づくりとか振興会とかの協力と連携を図ってまいりたいと思います。我々もできる限り市民の方々に伝達を図るようにしたいと。議員さん方も人ごとじゃなしに、あの広報に書いちゃったのは、これはこういうことなんだと、ちょっとこの広報はわかりにくいかもわからんけど、これはこうなんだということも助けてもらいたいと思います。全くそういうことをしっかりとこれからも市民にわかりやすいようにやっていきたいと思っております。

また、手法について、我々も今、広報とか、それから行政懇談会とか、こういう場しかないんですけど、もっといい方法があったらやっぱり一緒にやっていきたいと思っております。また市長室に提案ください。しっかり工夫してやっていきたいと、同感ですから。どうしたらわかってもらえるかと思っております。きょうみたいに市民の皆さんで来てもらうときは大分まだわかってもらえるんだけど、全然来ていない人も……。概念的に、こういうことがあるじゃないですか、何とかいうゲームが。ウサギじゃないって言うたら100人回ってきたら馬になっとなつたという、このようなことが、笑い事じゃない、なつとるんですよ。やっぱり我々も正確に市民

の方々に判断してもらって的確な指示をもらいたいと。人から聞いた話をうわさで、これはというようなことばかりあるんですよ。このこともしっかり考えていきたいと思えます。我々も一生懸命やってるんですから、せつかく皆さん方に来てもらって、悪いことはしっかり直していい方向にやっていきたいと。全く同じことを思ってるんですけど、ちょっと我々も力不足かもわかりませんが、いい提案があったらまた教えていただきたいと思えます。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わり、山根温子さんの質問を終わります。この際、11時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時19分 休憩

午前 11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。続いて質問の通告がありますので、順次発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員 それでは、さきの通告に基づきまして質問をさせていただきます。

先ほどにも財政の問題が出ておりましたが、いわゆる財政の問題だけでなく、そういう状況のもとに今後どういったような政策展開あるいは施政方針を考えられて行政運営がされようとするのか、その点についてお聞きをしたいというふうに思います。

当然そのためには現在の財政状況と、それにかかわって今後の政策展開が必要になってきますが、現状の財政運営をどういうふうに分析し、あるいは見通しを立てた上で行政課題を具体的にその中で施策に盛り込んでいくという手法が当然必要になってくるわけでございます。そういう観点に立って2つの大枠の質問をさせていただきます。

まず第1は、来年度の予算編成の方針についてでございます。

2番目は、2年前に浜田市政になって、1期4年間とすれば来年、再来年度は後期に向かうわけでございます。そのような中で、どういったような政策展開をされようとしているのかというのが2点目の大枠の質問でございます。

ただ、これまで市の方といたしましても、長期総合計画がございまして、それから今、鋭意進められております第2次の行財政改革推進計画、これらとの絡みもあるでございましょう。さらに昨年度出されました財政運営方針、財政健全化計画との関係の中で、これは20年度から29年度10カ年について考察されておりますが、それらの3点に関係についてどういったような展開をされようとしているのか、基本のお話を市長にお伺いをしたいと思います。以上でございます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの今村議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、平成22年度予算編成方針についての御質問でございます。

平成22年度の予算編成方針につきましては、去る10月19日付で各部署に通知し、その方針に沿って予算要求を行うよう既に現在指示をしてるところでございます。御承知のとおり、世界同時不況の影響を受けて日本経済も戦後最悪と言える経済危機に直面をしております。地方においても急速な景気の低下により、中小企業を中心に業績悪化や雇用不安が拡大するなど地域経済にも極めて深刻な影響が出ております。本市におきましても、企業の業績悪化により本年度予算においても法人市民税が大幅に落ち込むなど市財政に大きな影響を及ぼしており、今後の財政運営をより一層不透明なものとしております。

また、今般の政権交代に伴う税制の抜本改正、暫定税率の廃止、地方交付税制度の動向など不透明な状況をかんがみると、取り巻く財政環境は非常に厳しい状況にあると言わざるを得ません。とりわけ来年度以降も税収の好転が見込めない中、高齢化の進展による社会保障費の増加も予想され、極めて厳しい予算編成になることは避けられない状況でございます。このため予算編成の基本方針では、職員各自が主体的かつ積極的に知恵を出し合い、徹底的な経費の見直しを行うとともに、限られた財源を最大限に有効活用するための厳正な施策の選択や重点化を推進してまいりたいと思っております。より効率的、効果的な予算編成を行うよう求めたところでございます。

次に、今後の政策展開についてのお尋ねでございます。

まず、長期総合計画との関係についてお答えいたします。新市建設計画に掲げる主要事業の実現や多様化する市民ニーズへの対応など解決すべき諸課題が山積をしておりますが、こうした諸課題については総合計画の実施計画において毎年度進捗状況等に基づき計画の見直し等、ローリング作業を行いながら計画的に実施をしているところでございます。今後においても、そのように対応してまいりたいと考えております。

次に、行政改革推進実施計画との関係でございます。今後も税収の好転が見込めない中、少子高齢化の進展による社会保障費の増加も予想され、現状のままの市政運営では普通交付税の減額が始まる平成26年度以降においては極めて厳しい財政運営を余儀なくされることは必至であると考えております。このため第1次行政改革大綱に引き続き、第2次行政改革大綱を本年8月に策定いたしました。さらには、この大綱に基づく第2次の行財政改革推進計画を定め、平成22年度以降、着実かつ強力に推進していくこととしております。

とりわけ第2次の行財政改革の取り組みは、学校や保育所などの公共施設の統廃合や既存の事務事業の大幅な見直し、さらには可能な限り民間委託の推進など、これまでにない大きな改革が求められております。こうした痛みを伴う行政改革を進めるには、私はもとより、職員の抜本的な意識改革がなければ到底市民の御理解をいただくことはできないと考えております。社会経済情勢が厳しい昨今ではございますが、市民の

御理解をいただきながら着実に取り組みを強めてまいりたいと考えております。

次に、行政運営方針、財政健全化計画との関係についての御質問でございます。御承知のとおり、この計画は平成19年9月に平成20年度から向こう10年間を計画期間と定めて策定をしたものでございます。先ほど申し上げましたように、総合計画の実施計画に掲げる各種事業を着実に実施していくためには、常にこの行政運営方針、財政健全化計画との整合性を保つことは不可欠でございます。社会経済情勢の変化により財政悪化等が進行した場合には、速やかに実施計画の見直しを行うことが求められているところでございます。また予算編成においては、予算採択の前提として、まずは財政健全化計画において財政的に裏づけがなされ、総合計画の実施計画に掲げられた事業としておりますので、財政健全化計画は、言い換えれば、すべての行政活動の骨幹をなす計画であるとも言えます。したがって、私といたしましては、市の財政を預かる責任者として、今後もこの財政健全化計画を行財政運営の指針として受けとめ、極めて厳しい行財政環境の中ではございますが、市民の負託にこたえてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

17番 今村義照君。

○今村議員 今回の財政的な見通しの中で、そのことは具体的に語られなかったわけですが、今後の行政運営のためには、そこをやはりしっかり押さえておく必要があるんだろうというふうに思っております。それで私なりに今後の政策への展開の仕方の中でそこを少し分析してみたわけでございます。今や一番最大課題となっておりますのが公債費の関係でございます。先ほどの一般質問でもございましたが、このことについては来年度がピークとされておりますが、その関係についてちょっとこれまでの決算統計から、これは合併後から21年度までを見たわけですが、16年度の償還予定段階では、20年度に31億円という金額でした、16年の段階ですね。それが20年度には実際には38億4,400万ということで、約7億4,000万膨らんだわけでございます。そして同じく16年度に25年度には32億2,000万円というふうに予定をされておりました。

これらのことを少し冒頭に頭に置いて、市の総合計画の実施計画、先ほど市長が言われましたが、それでは総事業費が10年間で約410億円余りになるかというふうに思います。そして実施計画で予定されております起債予定額は131億円を見込んでおるわけでございます。そのこともちょっと頭の片隅に置いていただき、実質公債費比率は20年度において19.3%、これが最低、今の標準値とされております18%に落とすには大変な努力が必要だろうというふうに思うわけでございます。

先ほど市長がおっしゃいましたように、経常経費についてその削減の方針とすれば努めるんだということでございますが、19年度が経常収支

比率が95.7%から20年度は91.9%と下がってはおりますが、総額は約141億円ということで、ほとんど変わってない状況がございます。したがって、従来手法ではその削減効果というのは今の現状ではあんまり期待できんのじゃなからうかというふうに思うわけでございます。その中で、ウエートが高い例えば人件費、それから補助金、委託金の削減には職員や市民あるいは各種団体に、あるいは事業所などに大きな痛みを伴うわけでございます。これらを軽減させるには市民への説明責任あるいは共通理解が当然求められるわけです。そしてそのことが今後の施策展開に向けた浜田市政のやっぱりあり方が問われるんだらうというふうに思うわけです。

一方、普通会計ばかりじゃなしに、特別会計における財政投入も総額大体二十五、六億円が繰り出されておるわけでございます。各会計の事業見直し、それこそこの分野においても必要であろうというふうに思うわけでございます。これらのことは社会資本の整備や保健・介護・医療に伴う事業のあり方が問われ、これまで策定してきた総合計画の実施あるいは先ほど示された財政運営方針の実施計画の中で見直しはするというお考えでございましたが、政策の転換が問われることになるのではないかとこのように私は思うわけでございます。

ちょっと話は変わるわけですが、私は、市の身の丈の財政をもう少しやっぱり冷静に考える必要があるのではないかとこのように思うわけでございます。これはやはり基本財政需要額から見た分析をしてみたいわけですが、21年度において合併時から財政需要額が7億6,000万余りふえております。これらの基準である普通交付税は21年度に87億5,000万、これは合併当初から比べるとプラス6億5,000万ぐらいにふえてるわけでございますが、今の中で基準財政需要額を見ると121億円ということで、これも合併時から比べると7億5,800万という形でございます。

先ほど、うちの市の身の丈に合った標準財政規模について考えてみる必要があるのではないかとこのように申し上げましたが、19年度134億8,000万、20年度137億9,000万となっております、このやはり数字を基準とした総枠の予算に対する枠組みの設定が必要だというふうに思いますが、この点についてどういうふうに考えられるのか。

以上、荒っぽい財政運営の状況について説明をいたしました、いずれにしろ大変厳しく、このままではマイナス推移予想が高く、先ほど市長もおっしゃいましたように政権交代による新政府の地方自治体への対応がまだ不明な部分が多いということで、全く予断は許さないわけでございますが、そうはいつでも安芸高田市は今後市民にとって展望が開かれる市政運営でなければ、あるいはまちづくりが行われなければなりませんし、それを前提とした上で今後の政策のポイントを先ほど抽象的な形で優先順位をつけるという形でおっしゃいましたけれども、じゃあ、どの分野をどういった形で政策展開をするのか、その考えをやはり市民に示すことが肝要かというふうに思うわけでございます。

これは私の私見でございますが、長期総合計画に基づいた前々から市長が言われている定住促進政策、それから我が市の状況に置かれた農林業に重きを置いた産業興し、保健・介護を中心とした市民の就業の場づくり、あるいはお互いの助け合い、市民の教育力を高める、この大枠4点の方向性が私は政策に盛り込まれるべきであろうというふうに考えますが、その点についての方向づけを改めてお聞きしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの再質問に対してお答えいたします。

たくさん、たくさん言われたんで、ちょっと漏れたら御勘弁願いたいと思います。

まず、基本的な今後の方針でございますけど、ことしの予算のときに再々申し上げましたけど、政府状況、政府がいかなる状況にあらうともやっぱりこれから、いわゆる市民の協力が一番だと私は絶えず言ってます。また施政方針とすれば、今現在、自主防災、自主介護、自主福祉、具体的な政策の転換としては、市民総ヘルパー構想という計画を実施しております。これはどういう目的かという、これまで一から十まで行政が担っておると、なかなかコストが高くかかります。少ない予算でもこれから安芸高田市が持続的に安定していくためには、市民の協力を願わないけんのだということでございます。ただ、市民に協力を願うといっても、楽しみも、やっぱり生活もあったり、協力というのは限度がございます。だから我々がいかに市民の方々が負担でない程度に協力をしてもらうかというのが大きな施策の方針でございます。このことが安芸高田市における福祉・介護費を下げていくということになります。

国全般に言われても、これ大体1年間でほっとっても2兆円近い金が自然増すると言われてます。安芸高田市も、この間、予算査定で1億5,000万の介護費が上がってます。これはちょっと市民にいいこと言えるんかいと聞いたら、そうじゃありませんと、自然的にどうしても介護せないけん方がふえたためにこうなるとるんだということです。1億何ぼですよ。そういうようなことなんで、できるだけ市民一丸となって、行政一丸となって、議員さんの方と一丸となってこの協力体制をしていただくことがこれからの行政安定につながるものと思ってます。したがって、こういうことに関する施策の転換については、最重点的に予算も配分していきたいと思ってます。

福祉も、やっぱりそういう市民の方々の協力によって、例えば高宮町で、美土里町で福祉の介護といったときに、AEDもそうですね、人が倒れましたと、これは行政が来るまで待とうかという話になると、なかなか行政の手当てというのはここから時間もかかります。市民の方々ができる協力、これはこうして使うんだというような初期の段階をしてもらうと、我々はこれからスタートできると。これがなかったら各支所へみんな職員を置けというような膨大な費用につながります。

このわかり切った当たり前のことをしっかりやっていくことがこれからの安芸高田市の財政運営を図るものと思います。

それから、市民の健康管理ですね、こういうものもしっかり支援をしていきたいと。ここで言うのも申しわけないですけど、行財政改革やっていますけど、なかなか改革の効果出んですよ。電灯始末したり、鉛筆始末したり、紙代始末しても1,000万円の効果を上げようと思ったら大変なことなんです。ただ、市民の方々が健康管理に気をつけていただいて、例えば介護のかかる時間を1年間延ばしてくれるとどのくらいの効果があると思いますか。3億から4億の効果がありますよ。このように、こういう形の市民協力、それからいきいきホーム事業とかありますけど、こういう形の支援はどんどんやって市民の方々に健康を維持してもらおうという施策の展開がこれから安芸高田市が生き延びる施策の展開だと思っています。

政府がいろいろかわっても、お金がないときの状況の施策の展開ですから、最後はこれにかかってきます。我々は政府には対しては制度の要求とか予算の要求していきます、当然です。それを踏まえた上の提言があって予算要求してもらおうと、非常にこれからも助かってくるんじゃないかと思っていますので、来年も市民総ヘルパー構想についてはさらなる磨きをかけてしっかり頑張っていきたいと思っています。お太助ワゴンもそうなんですよ、結局は市民の方が動いてもらうことによって健康を維持してもらおうということも大きなねらいでございます。家に閉じこもって、早う介護してくれとか、早う病院に入るということをできるだけ少なくするようにすることが大事だと、こう思っています。これは私の大きな行政の方向です。そうかといって今の制度をやめるんじゃないですよ。今の制度を活用しながらこのことを底辺に置いたら、絶対これ岡山県にも負けん、広島県の中でも唯一のまちになってくると思います。自信があります。

それから、行財政改革の話です。さっき議員おっしゃったように、今現在の人口規模に合った財政に見直したらどうかということですけど、今確かに背丈のちょっと高い行政改革してます。これこそ合併の成果と思っています。今、大竹市あたりが標準の財政規模ですけど、そこらに比べると、うち200億です、一般財源、特別会計では300億、100億ぐらい予算の執行してます。これが合併に与えられた予算ですから、これをやっぱり市民に負託することによって合併してよかったなと思ってもらわないけん。ただ、このことによって何じゃらほいというんじゃないで、この財源の使い方には課題解決にしっかり努めていきたいと思っています。

ただ、5年間たったらこの合併効果が23億が消えてしまいます、予算は、交付税も。そうすると、そのときに持ちこたえるように今から行財政改革をさらに実行していかんやいけないということで、この間2次の改革を策定しました。1次と全く違いますよ。1次のときでは社会状況が

まだこんなに悪化してなかった状況、今はさらに大きな、先ほど言いましたけど、行財政改革が求められています。いわゆる組織においても、例えば水道課をまるっきり委託してみたらどうかとか圃場整備も全部委託したらどうかとかいう観点、そのときに市民のサービスがいかに低下するかということを考えながら、そういう分野の方向、これは私が申しました民間活力の最大限の利用ということでございます。これは大きな意味で財政を効率的に運営しようという今仕組みを考えております。ただ、やたらに民間活力の導入というんじゃないしに、導入、委託した場合に我々、今、市民のサービス低下が起こりゃせんかとか、こういうようなものをしっかり考えながら、そういう方向も考えてまいりたいと思っております。また、この計画が煮詰まりました議員の皆様方と協議、また相談をしながら、やっぱり行財政改革を進めてまいりたいと思っております。

この発想は、県下、今、多分私一人が考えとるんだと思いますけど、全部広島県もこういう方向で来ると思います。こうしないと絶対に市政運営できません。こういうことを先駆けてやっていきたいと。それから、先般も知事に申したんですけど、やっぱり電算機とか、そういうものは効率よく支出できるようなことを県にもお願いしてまいりたいと思っております。今、個々にシステムを構築しているために非常に高い、余分な金を支出しています。こういうことがないように県の方にも協力してもらいたいと思っております。

そういうことをしっかり考えながら行政運営をしていますので、皆さん方も安心してもらいたいと思っております。しっかり頑張りますので、よろしくお願いいたします。また皆さん方の提言があったら、してもらいたいと思っております。いい方向へ、また導いていきたいと思っております。いずれにいたしましても行政は、これまで各町ずっと何十年って歩んできましたけど、かつてない危機に見舞われております。皆さんと知恵を出し合うてこの安芸高田市をみんなと一緒に守っていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤井議長

以上で再質問の答弁を終わります。

質問の途中でございますが、この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時07分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の質問に続き、再々質問の許可をいたします。

17番 今村義照君。

○今村議員

再質問に対する答弁をいただいたわけですが、その中で、従来、例えば、一つの例として総ヘルパー構想に取り組んでると、このことは介護・福祉あるいは医療を含めて、これからの市民の生活に安らぎと安心を与えるまちづくりの方向だろうというふうに評価はいたすわけ

でございます。そこで、やはりその施策一つ一つは非常に正しいというふうに思うわけでございます。それを具体的に政策の形でどういうふうに展開するのかが今後問われるんじゃないかならうかというふうに思うわけでございます。

第2次安芸高田市の行政改革大綱の中に3つの理念を上げておられます。1つは、参画・協働の推進、このことは先ほど市長も市民とともにそういったまちづくりを進めていくんだという一つのあらわれだというふうに思うわけですが。そして2つ目に、選択と集中ということを掲げておられます。それへの転換だと。しかしながら、中身を見てみると、何を選択し、何に集中するのかという方向づけが残念ながらこの文面からは読み取れません。そして3つ目に、経営基盤の確立ということをおっしゃってるわけでございます。その中には、先ほど市長の御答弁にもございましたが、職員の意識改革だと。そのことによってこの苦難の時代に対応していきたいんだということでございますが、そこにある文面の中から、その経営基盤を確立するためには、そういった職員の意識改革あるいは、ここは大事などころうというふうに思うんですが、職員一人一人の目標を掲げて、その目標に熱意を持って仕事に当たるんだという文面がございます。まさにこのことだろうというふうに思うわけですが、そのことが市長の政策と、それから事務方における施策、事業の展開がドッキングして初めて市の政策になり得るだろうというふうに思うわけでございます。

先ほど視点として、政策のポイントとして私も4点ほど掲げました。そのうち保健・介護を中心とした形あるいは協働によるまちづくりという方向づけはお聞きいたしました。それらを今後どういった形で選択と集中に向けた考え方を進められるのか、そこら辺についての御見解をやはり示される方が本来なら市民にとってわかりやすい。その政策が市民にとってこういう目標のためにこういう効果があるんです、それを期待してこの政策を掲げるんだという説明があつて初めて市民にとって浜田市政の方向がより明確な形になるんじゃないかならうかというふうに思いますので、そこら辺についての御所信を承って、最後の質問といたします。

○藤井議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの今村議員の再々質問に対してお答えいたします。

当然、長期計画というのは掲げてございますけど、先ほど申したように、社会状況によってこれは変えていかにやいけんと思っております。だけど、こういう基本的な指針、だから抽象的な表現になってるのは当然のことでございます。具体的施策の展開につきましては、私が年度の初めに基本方針で掲げてますんで、もしかここで趣旨がしっかりしてないという御意見であれば、再度また来てください。ちゃんとする。ただ、そのときに掲げたのは、いわゆる高齢化を抱えて安芸高田市のこれから

の将来をどう支えていくかという観点に置いております。これは全部施政方針に書いてありますので、そのためには教育の水準を上げようとか、働く場を確保しようとか、農業問題を頑張ろうとか、こういう視点から書いておるつもりでございます。具体的な来年度につきましては施政方針の中でまた示していきたいと思っておりますけど、こういうことで市民の方々に明確に、こういう方針でやってるんだということで報告をしております。

この施政方針を読んでもらうか、もらわんかについては、我々、努力が要ると思っておりますけど、そのことについてはまた手法も考えていきたいと、かように思っております。これは今まで議員さん、このあたりにしてもずっと長年、もう何十年やってきたわけですけど、施策の展開を、こういう中でいかに我々もそれを市民の方に周知していくかというのは大きな課題でございます。いろんな今の通知広報とか安芸高田市の広報とか、こういうものを通じて市民に連絡することは心がけてまいりますけど、さらにこれから理解をしていくためには市民の協力も要ると思っております。私、初めに、ちゃんとした施政方針と目標については掲げておりますので、これについての方向性、御意見がございましたら伺いたいと思っておりますので、またよろしくお願いをしたいと思います。

議会ということだけじゃなしに、やっぱり市長室の方に来てもらって、これはどうなってるんかというようなコミュニケーションがやはり大事なんで、しっかり来てもらいたいと。それでお互いに議論をする中で、すばらしい市民の負託にこたえる行政でいきたいと思っております。これからいろいろ議員の皆さんと連携をとって、やっぱり最善の方向をとってまいりたいと思っております。私なりにいろいろ考えてますけど、やっぱり軌道修正はする準備がございますので、意見があったらいただきたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わり、今村義照君の質問を終わります。

続いて質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 9番 宍戸邦夫でございます。通告に基づきまして、大枠3項目にわたります御質問をさせていただきます。

市長は、昨年4月就任以来、学習補助員の配置、まごころ代行サービスの導入、また市民総ヘルパー構想のもと家族介護者リフレッシュ事業の実施、そして21年度においては、すぐやる課の設置、結婚サポート事業の創設、新たな生活交通体系の整備、また男女共同参画推進条例など多くの新規施策を実施されてきておられます。その効果も私は相当高く評価をしておるところでございます。21年度も余すところ4カ月を切ったわけでございますが、これから執行部の皆さんの中で予算の執行状況とか事業の進捗状況、成果、課題、いろんな調査検討が本格化をし、22年度の予算編成に向けた取り組みが行われるというふうに考えます。

まず1点目でございますが、保育所等の運営適正化検討委員会について

御質問をいたします。

平成21年度施策方針の中に、21年度から保育内容に関する最低基準である保育指針が法的拘束力を持つ告示化され、養護と教育の一体化が求められています。少子化傾向が一層進展する中で、保育所や幼稚園の機能を一体化した認定こども園の創設や公立保育所の今後のあり方について、保育所等運営適正化検討委員会を設置して検討してまいりますとあります。

そこで3点ほど御質問いたします。委員会の設置時期はいつか、できておれば、その日にち、また委員会の組織体制としてメンバーはどういうメンバーを考えていらっしゃるのか。

2点目、委員会の開催状況についてはどうか、そして検討内容はどうか。

3点目として、この検討の結果をどう評価され、今後どのような取り組みをされようとしておられるのか。

次に、ごみの分別収集についてでございます。

これも施策方針の中に、ごみ問題、環境問題ということで環境基本条例制定を予定、また環境基本計画策定に着手するとあります。既に準備を進められているようでございますけれども、昨今の多様な環境問題への対応には市民の視点に立った実効性のある計画が必要であります。その実践や進行管理に当たっては、行政のみならず、市民や事業者などとの協働による取り組みが不可欠であるということは言うまでもありません。限りある資源の再利用、リサイクルの重要性についても改めて言うことでもないことでもありますし、ごみの分別も次第に細かくなってきている状況にあります。しかし、これを推進する上で欠かせないのは、やはり市民の理解と協力であると思います。

当市では、広報紙などで計画的に広報活動を推進しておられるところですが、分別という点について市民の皆さんの感覚は、いま一つ消極的ではないかと私は感じております。端的に言えば、分別して出さないと回収してもらえないから分別する、このような意識ではないかと。こういう意識を改めて市民がもっと意欲を持って積極的に推進するようになれば、もっと効率的に運用できるのではないかと考えます。そのために重要なことは、市民の皆さんへの情報提供の工夫ということではないかと思うんです。

例えば昨年10月から分別されているプラスチックについて考えてみますと、多くの市民の皆さんは、今度からプラスチックは別にすることになったんじゃないかという認識、そういうことで1年が経過しているような気がいたします。もっときめ細かい情報を市民に返していく。例えば1つ目には、安芸高田市ではこれまで、昨年10月以前ですが、どれくらいのプラスチックごみが出ていて、どう処理されていたのか、2つ目に、なぜ分別する必要があるのか、分別せずに出してもいいんじゃないか、3、昨年10月以降プラスチックはどれくらい回収されたのか、4つ目に、

それは資源再利用の観点からどういう効果が上がっているのか、こういう具体的な情報を市民に返すことによって、もっと市民の意欲も高まるのではないかと私は考えるわけであります。情報提供の工夫という点について、まずお尋ねしたいと思います。

次に、甲立古墳、これは仮称ではありますが、についてであります。

既に新聞で何度か報道されております。去る11月28日には現地説明会が開かれました。この甲立古墳は県内を代表する最大級の前方後円墳で、極めて重要なものだと評価をされています。この甲立古墳の調査・発掘ということについて3点お尋ねいたします。

1つは、この古墳をどのように保存して後世に継承するのがよいと考えておられるか、また当面調査あるいは発掘計画をどういうふうと考えておられるのか。

2点目、今後は調査が進むにつれて社会的関心が大いに高まってくる、そうなると思われ訪れる人がふえてくるのが予定されます。ところが、現状は道も狭く、急で整備がされておられません。関心があっても行かないという例えば高齢者の方、障がいをお持ちの方もたくさんおられるのではないかと思います。道の整備や案内板の設置などが急がれると考えますが、どう対応しようとしておられるか、地権者もいらっしゃることであるし、難しい問題もあるかも知れませんが、その点についてもお答えをいただきたいと思っております。

3つ目に、市民の声や提言を広く聞いて今後の活動に反映させるという点についてお伺いしたいと思います。今回発見されたような歴史上貴重な資産の保存、継承については、学者や専門家の指導を受けるのは当然のことではあります。私は、住民との協働のまちづくりということで、広く市民の声や提言を聞いて将来ビジョンに生かしていくという方法を取り入れたらよいのではないかと考えますが、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

まず、保育所等運営適正化検討委員会についての御質問でございます。

今年6月に安芸高田市幼保一元化検討委員会設置要綱を制定し、9月に広島大学大学院教育学研究科の中坪史典准教授を初め15名の方々に委員に就任をしていただいております。この委員会の中坪先生を会長とし、公立保育所及び幼稚園の保護者会長から4名、まちづくり委員から2名、保育所長及び幼稚園長が3名、担当部局である子育て支援課及び教育委員会事務局などから行政職員5名、計15名の委員と事務局2名によって組織をしております。

9月から11月までに3回の会議を開催していただいております。少子化が進む中、子どもたちにとって就学前教育や保育が最良の環境の中で行えるよう幼稚園、保育所の一元化のほか規模や配置の適正化、民間委託

を含めた管理や運営に関する基本的な考え方について検討をお願いをしてるところでございます。現在まだ検討をいただいている途中でございます。検討いただきました結果を参考にいたしまして、財政的にも考慮しながら今後の取り組みの方向を考えてまいりたいと思います。

次に、ごみの分別収集の普及啓発についての御質問でございますが、市民の生活環境を向上させるためにも市は率先して循環型社会を目指していく必要がございます。ごみの減量化、資源化をさらに促進していかなければならないと考えております。そういう意味で本年度はリサイクル回収を促進するため、回収団体の設立の呼びかけや回収量に対する補助金の増額を行いました。加えて、回収器具の配布を行っているところがございます。このような取り組みの中から市民の皆さん方が分別回収に参加されることにより、ごみの分別化についての普及促進が得られるものと思っております。

ただ、回収団体が全市に組織をされてないため、団体の設立を早期に進めていかななくてはならないと考えております。この回収団体が全市に組織をされますと、取扱品目の拡充などを通じ分別の意義が理解していただけるものと思っております。現在、分別についての市民への周知につきましては、主に広報紙を通じてお知らせをしているところでございますが、議員御指摘のように、市民の方々にはまだまだ十分理解が得られていない実態があるということですので、市民の方々により一層理解をしていただくため、今までの広報のあり方を見直し、出前講座等による有効な啓発活動を継続的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

甲立古墳の質問に対しましては、教育長の方から答弁させます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 仮称であります、甲立古墳についての質問にお答えをいたします。

1点目の当面の調査・発掘計画についての質問でございますが、去る11月19日の全員協議会において報告させていただきましたように、今回の調査に協力をいただいた広島大学の古瀬教授を中心に、県の文化財保護審議会委員、県の文化財課、市の文化財保護審議会委員等を構成メンバーに甲立古墳確認調査指導委員会、これも仮称でございますが、組織をいたしまして、この指導のもとに来年度と再来年度の2カ年をかけて国の補助金をいただいて試掘調査を実施してまいりたいと考えております。

この調査は、あくまでも試掘調査であり、甲立古墳の規模、形態、範囲、性格を確認するもので、2カ年の調査を終え調査報告書を作成します。この報告書に基づきまして平成24年度から甲立古墳整備指導委員会、これも仮称でございますが、組織をいたしまして、この指導を受けながら順次整備していきたいと考えております。

次に、道路の整備や案内板についての質問でございますが、甲立多目

的広場駐車場もしくは市道からの道路については少なくとも遊歩道が必要とされますし、古墳周辺をさらに間伐する必要も出てくる可能性がありますので、今後、国、県等との指導をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

なお、案内板につきましては、早い段階で整備ができればと考えておるところであります。

次に、市民の声や提言を聞いてはどうかという質問でございますが、試掘調査においては市民の意見をお聞きすることはないと考えますが、試掘調査の区切りにおいては現地説明会を開催をし、広く市民の皆様に周知していくよう努めてまいりたいと考えております。

なお、試掘調査が完了いたしましたら、シンポジウム等を開催し、文化財保護の機運を盛り上げるとともに、市民の皆様のお意見もいただきたいと考えておるところであります。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 いろいろ答弁ありがとうございました。

まず、保育所等運営適正化検討委員会、これはもちろん幼稚園については教育委員会、そして保育所については市長部局の所管ということになるわけですが、住民の目から見れば、いずれも教育であり、子育て支援と、こういうことになると思います。それでこの問題については、これからの保育所のあり方が相当変わる可能性もあります。そういった点について私は市民の多くの皆さんの声をしっかり聞いて、この安芸高田市のこれからの子育て支援が新たな展開を迎える、そのためにしっかり準備をしていただければと、こういうふうに思うわけです。それと同時に、これがいつの間にかでき上がったというのではなくて、できる限りの情報提供というものを保護者の皆さんにはもちろんありますが、子育て支援というのは保護者だけの問題ではありませんし、地域社会の全体の問題でもありますので、そういうところについてもあらゆる方向で周知徹底を図っていただきたい。とうとうできてしまうんじゃないというあり方をしてほしいと、こういうことで市長の答弁をいただきたいと思います。

それから、ごみの分別収集であります。実は、議長に許可をいただいた資料なんですけれども、これは甲田町版なんです。甲田支所が発行しております。これはプラスチックの出し方が細かく書いてあるんです。去年10月から始まりますよというのを甲田支所が発行したものなんです。これを見て分別するというのは、私も分別しましたが、大変なんです。これどれがどうなっているか、プラスチックかビニールかわからん、そういうふうな状況にあるわけです。しかし、これはこれからの地球環境を守ると言っては大きすぎますけれども、やっぱり地球を守る、安芸高田市の環境を守るという点から見れば、どうしても分別する必要

があるというふうに思います。そして限りある資源を再利用していくということからにしても、大変重要な意味を持っているというふうに思うんです。

そこで私がもう一度申し上げますが、なぜこれを分別しなきゃならんかということがまだ定着していない。市長さんは、これからまた方法、情報提供のあり方を工夫しますとおっしゃいました。その点についても、環境問題にしてもいろいろ問題がありますので、資源の再利用というものがありますので、市民が理解をするという、この点について、取ってくれんけえしようがないから分けるんじゃというんじゃなくて、もう少しなぜかということをお知らせするようなPRをぜひともお願いしたい。そのことによって私も、いや、これは大変面倒だな、燃やしてしまえというんじゃなくて、やっぱりそうか、これは分別しなきゃならんのだな、こういう意識になるように周知徹底をお願いしたいと思いますし、そのことについてもう一度市長にお伺いをいたします。

そしてまた、これから環境基本条例、環境基本計画も立てられる、そういうことを前提にして、こういうことも明確になるような環境基本計画、そして市民の声をしっかり聞いた環境基本計画にしてほしいと。先ほどの保育所等運営適正化検討委員会、いつの間にか決まったというんじゃなくて、計画を立てる場合には広く市民の声をしっかり聞く、そういうチームをつくって検討していただければと、こういうふうに思います。

それから、甲立古墳でございますけれども、これ安芸高田市の先祖にすごい人がいたんだなということが、この間の11月28日の説明会を聞いてつくづく思いました。安芸高田市の歴史というのは本当に古いものがあるということ、これはお金にかえられない貴重な市民の財産であろうと、こういうふうに思います。これを例えば試掘、発掘調査するに当たっては相当経費もかかろうと思いますが、できるだけ経費をかけない方法で、しかもこのことが広く市民の誇りとして保存されるような工夫がされてほしいと思うんですね。その点について教育長さんの御所見をもう一度お伺いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宍戸議員の再質問に対してお答えをいたします。

幼保一元化の検討委員会のことについてでございますけど、この課題につきましても、今までは保育所というなら厚生省の管轄、幼稚園といったら文科省の管轄と、お互い目的が違ってたという、我々、吉田町時代にはそういう話はしてたわけですけど、現在延長保育なんかもやりまして、なかなか差が見られん。子どもたちをしっかりと安全に見るんだという感覚にとらえられております。そうかといって、それじゃあ、かける費用は保護者の負担する費用には差があるじゃないかというような御指摘もいただいております。市といたしましても、子どもたちの支援に

については市の最重点課題でございますので、これからも慎重に扱っていききたいと思っております。差し向き今、検討委員会の中で十分意見を聞きながら方向性を出していきたいと。

この中で、やっぱりそういう一元化の話と、今後、行財政改革に向かっただけの民活活用の問題もございまして。こういう問題を総合的にまたとらえながら、やっぱり市として一番いい子育ての支援ができる体制づくりをしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

それから、資源についてでございますけど、資源は市民、国民の方々に御協力いただいて無限に分別すればゼロエミッション、ごみはゼロということになります。できればそこへ近づく体制づくり。新しい政権におかれましても高く目標を掲げておられます。我々も、市民とできることをしっかりやっていきたいと。当面、地球温暖化等にできることは、ごみの分別、大事に資源を使っていくということで認識をしております。このことについてもしっかり市民の方々に、議員がおっしゃるようないい広報をやっぱりしていきたいと。どういう目的でこういう地球環境に対しての影響があるんだとか、市にとっても財政的にこういうことが助かっているんだということのやっぱり工夫をこれからも凝らしていきたいと思っております。一生懸命行政も資源化に向けては頑張っていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの質問でございますが、先行き不透明という中で、久方ぶりに夢のある話が安芸高田で誕生したのではないだろうというように思っておるところでございます。ある人によりますと、この前方後円墳の中には甲立姫というのが埋まっておるんじゃないかと。試掘した段階では金のいろんな飾り物も出てくるんじゃないだろうかというような話もございまして、それを調査をするというのが試掘でございまして、全貌を一遍で調査をいたしますと、これは国の方へお願いしたときには決して国の重要文化財にはならんのです。多分国は試掘して、大体どのようなことがあったかということがわかったならば、その全容を専門家に任せながら、そのまま掘ってもらいたいということになるでしょう。全貌を明らかにして、そして葺石まできれいにして東広島市のような三ツ城古墳ということになりますと、これは多少国の補助があるかもわかりませんが、現段階でそこまでやったならば国の補助がないものと考えてやらなくてはなりませんので、市町村が責任を持ってやるようになるわけでありまして。

その兼ね合いをどのようにするかということで、先ほどお話しさせてもらいましたように、初めに調査の指導委員会がある、それから今度は保存整備委員会というものを立ち上げる中で今後の腹決めをしていかないけんということですが、試掘調査を今のところ2年間かけてやろうと思っておるんですよ。それで何ぼ少なく見積もりましても

2,500万ぐらいかかるだろうと。そのうちの半分は国の補助でできるという大体の目安を立てて今おるところであります。文化財とか、先ほどの質問ございましたけれども、教育にかかわりますものにつきましては、なかなかそれで利益が生まれるというものはございませんけれども、しかし、もう一遍これをつくろうというわけにはいきませんので、そのものは大事にし、しかもそれが地域の誇りとして子どもたちも見たり、夢を持ったりするような形で生かしていきたい、このように思っております。以上でございます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 最後に、ごみのことについてでございますが、これは先ほど一番最初に申し上げました市長さんが就任されて以来、いろいろ新しい施策を展開されました。このことについては、市民の皆さんがある程度楽に受け入れられる。しかし、ごみの問題は追求すれば追求するほど市民の皆さんの手をかけるということになるわけですね。そのことについては、私は、これは人間生きている限りずっと半永久的に続く問題だろうと、こういうふう思うんです。

そこで市長さん、教育長さんにもちょっと考え方を聞きたいんですけど、これは将来にわたるものといえば、やっぱり教育ということが大きく影響してくるのではないかと、こういうふう思うんです。そういうことをその場限りの問題ではないということで、将来に続く問題として教育のあり方をお問いいいたします。

○藤井議長 ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私も同感でございます。これは将来にわたっての、いわゆる市民の認識の問題、教育の問題、市民、国民がこぞって理解をし、協力せないけん課題だと思っております。地球環境を守るとか温暖化の問題、我々をこれを人ごとじゃなしに、みずからこうしてもらっている状況でございます。教育も小さいときから教育として子どもたちにこの大切さを教えにやいけんと。我々大人も、やっぱりこういうことに理解をしながら協力をしてもらおうと。市民の皆さん方にもこれを苦にならんように、やっぱり普通の当たり前のこととして協力していただける我々の広報なり説明が大事だと考えております。

これは今までにいろんな生活の中に、ごみというのは大きなウェートを占める大事な課題だと思っております。今般も一応芸北のごみがあるんですけど、この話も施設を大きくしようという議論もあるんですけど、まずはごみを減らすことから考えようじゃないかと思っております。もう永久にふやすことにならんように皆さんの協力によってごみを少なくして、やっぱり資源を大事にということで心がけていきたいと思っております。同感でございます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 それでは、ごみの問題と教育ということについてお答えをさせていただきますと思います。

ごみの分別をして出すという話があったときに、実は、それを手がけておる人から、学校の中でもこういうことを小さいときから教えていただくことが大人になって今日的な課題へ素直に適応できることじゃないだろうかという話がありました。先ほど学校の方から配られた資料という話もありましたが、生きる力をつけるためにも、こういうことはぜひともやっていかなければならないと思いますし、最近スーパー行きましたも買い物袋につきましては自分でお金を払って買うような状況になってまいりましたけれども、これらのことにつきましても当然学校では指導してくれと思うのですが、さらに環境教育という意味からもこの問題については指導をしていくように私の方からもより一層進めてまいりたいと、このように思います。以上でございます。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わり、宍戸邦夫君の質問を終わります。

引き続き質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番 先川和幸君。

○先川議員 7番 無所属、先川和幸です。さきに提出しました通告書のとおり、次の3点につきまして市長にお伺いいたします。

まず1点目、消防用防火水槽の設置状況についてでございます。

私たちは、日ごろ光下消防長を初めとする消防関係者の皆様方及び地元消防団の皆様方の御精勤に対し、心より感謝しております。ありがとうございます。防火水槽は地域住民にとりまして安心で安全な生活をする上で必要不可欠な施設の一つでございます。これから冬場にかけて火災の発生が心配されるところでございますが、小川の水も渇水期を迎え、水量も乏しく、火災時の消火活動に不安を覚えるところがございます。こういうところに住む住民は、設置場所の確保等、必要な書類を整え、設置の申請をしておりますが、順番もあるのでしょうか、一体いつ設置してもらえるのか不明なところがございます。

ここでお尋ねいたします。現在の申請件数はいかほどか、また年平均の設置実績はどのくらいか、また1件当たりの設置費用はどのくらいか、さらに今後、市はどのぐらいのスピードで整備されようとしているのか、お伺いいたします。

2点目、小規模農家の育成支援についてでございます。

大規模農家の育成ではなく、小規模農家の育成支援についてで何か今の時代には逆行しているように思えるかもしれませんが、あえて市長に小規模農家をどう位置づけられておられるのか、お伺いするものでございます。

21世紀は農の時代と言われながらも、なかなかその兆しも見えないところであります。国の施策も目まぐるしく変化し、さらに政権も交代し、

我が国の農業は一体どこへ行くのでしょうか。

しかし、この美しい国、日本の国土を支えているのは、紛れもなく地域を守っている大方の従順な小規模農業従事者であると言っても過言ではありません。農業規模の拡大が進められる中、現在、本市では1ヘクタール未満の農家が86%もあると聞いております。これら農家の方々は、それぞれ崇高な使命感のもと高齢にもかかわらず体の動く限り頑張っておられます。少子高齢化の中で農業は単なる食糧生産の場のみならず、住環境保全の場でもあります。私は、全国一律の施策ではなく、同じ日本と言えども北海道と本市とは違います。地域の農業は地域で守るという理念のもとに本市の風土に合ったきめ細かな施策メニューが必要かと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

3点目、向原町の生涯学習センター建設の取り組み状況についてでございます。

この施設の必要性及び位置づけについては、これまで既に整理されているところでございます。しかしながら、具体的な事業実施につきましては、いまだ不明確で、向原町民も少々いら立っております。本年7月に行われました向原町での支所別懇談会におきまして、市民より本施設の早期着手に強い要望があったところでございます。またその後、向原町には9つの地域振興会組織がありますが、その9つの地域振興会の会長さんからなる連絡協議会からも地域の声として、時代にマッチしたよりよい施設づくりのために市のキャッチフレーズである協働のまちづくりを実践するよき機会として、22年度当初予算で調査費を計上してほしいという旨の要望があったと聞いております。それはさておき、市は今後どのように取り組もうとされているのか、市長にお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの先川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、消防用防火水槽の設置状況についての御質問でございます。

議員御指摘のように、火災発生時における防火水槽の持つ役割は極めて大きく、特に消火栓が十分設置できない中山間地域においては消火作業の基本になるべきものと認識をいたしておるところでございます。現在、安芸高田市では441基の防火水槽があります。設置図をもとに消防本部及び消防署並びに消防団がこれを把握をしているところでございます。また11月末現在、申請のあったもので未設置となっているものが23基あります。これらは基本的には要望の古いものから地域ごとのバランスを考慮の上、優先順位をつけて順次整備を進めているところでございます。毎年整備基数につきましては、おおむね5から6基を目標に設置をしております。40立米級のものが1基当たり平均で約730万円の費用がかかっております。これからの新規要望の状況にもよりますが、基本的には財政的な面も考慮しながら今後ともこのペースで建設を進めてまいりたいと考えております。

次に、小規模農家の育成についてのお尋ねでございます。

国の農業施策につきましては、昭和36年制定の農業基本法以来、農業経営の規模拡大を主眼に進められてきております。国際競争の中で産業として自立できる農業への転換を目指して認定農業者や集落型農業生産法人へ集中的に施策展開がされてきたのが現状でございます。御指摘のように、本市の営農形態につきましては、1ヘクタール未満の小規模農家が86%を占めております。1戸当たり経営耕地面積は73アールと非常に脆弱な経営規模であり、兼業により先祖伝来の農地を保っているのが現状の姿であると認識をしております。

こうした小規模農家の多くは、米価の価格低下と高額な農業機械の購入等により農業収入は赤字経営が続いており、加えて高齢化も急速に進んで農業を継続していくのが非常に困難な状況でございます。このような状況を改善し、持続できる農業経営を行うには、集落、地域での話し合いによる農業機械の共同化や共同作業により効率化を図る集落営農の仕組みづくりが必要であると考えております。こうした組織づくりが個人農家で営農ができなくなったときの受け皿として地域に存在することが一番の小規模農家の支援策と考えているところでございます。これまで市内の集落に関係機関とともに出向き、地域の実情に合った営農の仕組みづくりについて協議を重ねてきたところであり、集落営農が進展して今年度2つの集落農場型農業生産法人が誕生したという成果につながっているとございます。

今後、集落営農の仕組みづくりを推進しつつ、小規模農家の所得向上対策としては、農業技術の指導を行う農業技術指導員の設置や就農塾、産直塾の開催、産直市等への出荷野菜パイプハウスの設置助成、野菜生産拡大対策としての野菜の苗や種子代助成、地力向上対策としての堆肥購入助成、地産地消の推進対策等として農産物のブランド化助成、農地保全対策として鳥獣害防護さくの助成、中山間地域等直接支払い事業、農地・水・環境保全向上対策事業の推進等、引き続き支援をしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

次に、向原町の生涯学習センター整備事業の取り組み状況についての御質問でございます。

議員御指摘のように、先般、向原町の地域振興会の会長からなる連絡協議会の皆様方が生涯学習センター整備に向けて、平成22年度予算に調査費等を計上し、事業に着手してほしいという要望がございました。向原町の文化施設、生涯学習センターの整備につきましては、旧町において公民館の老朽化に伴い若者センターの有効活用とあわせて計画をされ、新市建設計画の重点事業として位置づけるとともに、新市の総合計画にも掲上しているところでございます。安芸高田市の大変厳しい財政状況の中で設備を整備するためには、どうしても合併特例債を活用して整備を行う必要があると考えております。合併後7年目を迎える来年度におきましては、生涯学習センター整備に向けて基本計画の策定に着手をし、

合併後10年間という合併特例債の期間内には整備をしたいと考えております。

具体的に申し上げますと、平成22年度には調査費等を計上いたしまして、調査検討委員会等を設置し、向原町住民の方々を初め、幅広い御意見等を伺う中で整備する規模等の検討をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いをしたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

7番 先川和幸君。

○先川議員 懇切丁寧な御答弁ありがとうございました。

防火水槽の件でございますが、もう四、五年かかるということになるかと思いますが、いずれにしても市民の生命と財産を守る大切な施設でございますので、関係方面へお働きをいただき、ぜひともスピードを上げて設置していただくよう強く要望いたします。

次に、小規模農家の育成についてでございますが、いろいろ施策は先ほどお聞きしましたが、小規模農家の者も非常にわがままでございます。やはり対話がないとなかなか施策、机上の施策となりましてうまくいかないと思いますので、できましたら地域農業の専門家の方と行政関係者と農業従事者との懇談会なるものを開いていただくよう希望いたします。

最後に、生涯学習センターについてでございますが、長年の地元住民の厚い要望を取り入れていただき本当にありがとうございます。いよいよこれからでございますので、よりよい施設のため今後とも引き続きよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 再質問にお答えをしたいと思います。

防火水槽の件でございます。議員御指摘のように、大変大切な施設なんで、今先ほど年に5基ないしは6基のペースと申し上げましたけど、できる限り早く着手できるようにまた検討もしてみたいと、かように思っております。

それから、小規模農家の育成でございます。いろいろ専門家との対話、懇談会ということ、こういうことも支所に言いながら検討課題として取り扱っていききたいと思います。

文化センターの建設につきましては、向原町の今課題でございますけど、現況施設、それから今後のあり方等を十分、つくってよかったというような市民の声がいただけるよう調査を重ねながら慎重に建設に向かって努力をしてみたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

これで先川和幸君の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終了いたします。

これをもって本日の日程を終了いたし、散会いたします。次回は明日  
11日午前10時に再開いたします。

きょうは大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時01分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員